

雇児発 0331 第 1 号  
平成 29 年 3 月 31 日

各 

都道府県知事
指定都市市長
児童相談所設置市長

 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長  
( 公 印 省 略 )

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令等の公布について (通知)

「児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」(平成 29 年政令第 63 号。以下「整備政令」という。)が平成 29 年 3 月 29 日に、「児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令」(平成 29 年厚生労働省令第 38 号。以下「整備省令」という。)が同年 3 月 31 日にそれぞれ公布され、いずれも同年 4 月 1 日から施行することとしている。

今般の改正の内容は下記のとおりであり、十分御了知の上、管内市町村(特別区を含む。)をはじめ、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底をお願いする。

なお、児童福祉法等の一部を改正する法律(平成 28 年法律第 63 号。以下「改正法」という。)の趣旨及び内容等については、改正法の公布に際し、「児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について」(平成 28 年 6 月 3 日付け雇用均等・児童家庭局長通知)において既に通知しているところであるが、改正法の内容等を踏まえた「児童相談所運営指針」(平成 2 年 3 月 5 日付け児童家庭局長通知)等の改正については、別途通知する。

また、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である。

## 記

### 第 1 改正の趣旨

改正法の施行に伴い、児童福祉法施行令(昭和 23 年政令第 74 号)等及び児童福祉法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 11 号。以下「規則」という。)等について所要の改正を行うもの。

## 第2 主な改正内容

### 1 児童自立生活援助事業の対象者

児童自立生活援助事業の対象者として厚生労働省令で定める者（満20歳に達した日から満22歳に達する日の属する年度の末日までにあるものであって、満20歳に達する日の前日において、義務教育終了児童等であったもののうち、措置解除者等に限る。）について、義務教育終了後に高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）、特別支援学校（高等部に限る。）、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校等に在学している学生・生徒とする（整備省令による改正後の規則（以下「新規則」という。）第1条の2の6）。

### 2 養子縁組里親名簿の作成等

養子縁組里親の研修や名簿の登録に関する規定について、養育里親と同様の手続に関する規定等を設けることとする（新規則第1条の38及び第36条の40から第36条の47まで）。

### 3 里親委託に関する計画

里親委託に関する計画に記載すべき事項として厚生労働省令で定める事項は、児童及びその保護者の意向並びに解決すべき課題、児童を養育する上での留意事項、児童及びその保護者並びに里親に対する支援の目標、達成時期並びに当該支援の内容等とする（新規則第1条の40）。

### 4 児童福祉司の任用要件

規則第6条第11号及び第12号に定める社会福祉主事を児童福祉司に任用する際の要件について、改正法による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「新児童福祉法」という。）第13条第3項第5号に定める社会福祉主事を児童福祉司に任用する際の要件と同様に、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了することを追加する（新規則第6条第11号及び第12号）。

### 5 要保護児童対策調整機関

要保護児童対策調整機関は、支援対象児童等の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を定期的に確認し、それを踏まえて支援の内容の見直しが行われるよう、関係機関等との連絡調整を行うものとする（新規則第25条の27の2）。

### 6 情緒障害児短期治療施設の名称変更

関係政令及び関係省令の規定中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改めるとともに、情緒障害児短期治療施設等で相談援助業務に一定期間従事したこと等を要件としている資格に関し、整備省令の施行日前に情緒障害児短期治療施設において相談援助等の業務に従事した者を、児童心理治療施設において当該業務に従事した者とみなすこととする（整備政令による改正後の児童福

祉法施行令（以下「新政令」という。）第 1 条の 2 第 1 項等、整備省令附則第 3 条及び第 5 条から第 8 条まで）。

## 7 児童相談所を設置する特別区に係る規定の整備

児童相談所を設置する市と同様、児童相談所を設置する特別区についても、都道府県が処理する事務を原則として処理することとするため、必要な読替規定の整備を行う（新政令第 45 条の 3 第 3 項及び第 8 項）。

## 8 母子健康包括支援センター

### (1) 関係政令の規定の整備

母子健康センターについて規定する関係政令について、「母子健康センター」を「母子健康包括支援センター」（子育て世代包括支援センター）に改める等の改正を行うとともに、必要な経過措置の整備を行う（整備政令による改正後の辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律施行令（昭和 37 年政令第 301 号）第 2 条第 9 号等、整備政令附則第 2 条から第 4 条まで）。

### (2) 母子健康包括支援センターの実施事業

母子健康包括支援センターの実施する事業のうち、改正法による改正後の母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 22 条第 2 項第 4 号に規定する「厚生労働省令で定める支援」について、支援が必要な母性及び乳幼児に対する支援プランの作成、支援の実施状況及び支援対象者の状態の定期的な確認、当該状態を踏まえた支援プランの見直しを行うこととする（整備省令による改正後の母子保健法施行規則（昭和 40 年厚生省令第 55 号）第 15 条）。

## 9 18 歳以上 20 歳未満の者への適用拡大

児童虐待の防止等に関する法律施行規則（平成 20 年厚生労働省令第 30 号）第 2 条から第 7 条までの規定について、改正法による改正後の児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）と同様に、児童、保護者、児童虐待等の概念を拡張し、新児童福祉法第 31 条第 4 項に規定する延長者を児童とみなして適用する等の措置を講じる（整備省令による改正後の児童虐待の防止等に関する法律施行規則第 8 条）。